

1. 現計画について

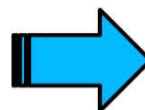
港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）別表の上欄に掲げる港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾。以下「6大港」という。）における港湾労働者に係る労働力の需給の調整並びに雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、**国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置**の指針を示すもの。

2. 計画の背景と課題

- 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動する特徴（港湾運送の波動性）を有し、企業外労働力に依存せざるを得ない状況
- 港湾運送事業主は中小企業が多く、雇用の改善や能力開発・向上について改善が進みつつあるものの、他の産業に比して、なお改善の余地がある状況。

3. 計画の期間について

平成25年度から平成30年度まで



平成31年度から平成35年度まで

4. 計画策定のポイントについて

港湾運送事業雇用実態調査（平成30年6月実施）及び現在の計画の施行状況等を踏まえ、以下の項目について、記載内容等を検討した。

1. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
2. 労働力の需給の調整の目標に関する事項（港湾労働者の常用化の推進 等）
3. 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項（港湾荷役作業の革新化に伴う訓練ニーズの多様化への対応 等）
4. 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項（港湾労働者派遣制度の活用促進の検討 等）

5. 記載内容の変更について

(1) 港湾労働専門委員会において、「3. 計画策定のポイントについて」を踏まえ、昨年10月から検討した結果、留意すべき内容及び変更内容は以下のとおり

- ①. 1 計画の基本的考え方 (2) 計画の背景と課題 ロ 今後の港湾労働対策の課題
【該当ページP 3】 → 社会全体の「働き方改革」の動きを踏まえた港湾運送業界の取組のあり方について記載
- ②. 3 労働力の需給の調整の目標に関する事項 (2) 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置
イ 国及び都道府県が講ずる措置
【該当ページP 5～7】 → ・ 港湾労働者の常用化の推進、港湾労働者派遣制度の適正な運営等について項目立てて記載
・ 港湾労働者証の色分けの実施に伴う実効性の確保について記載
・ 港湾倉庫の適用に係る適正な制度運営について記載
- ③. 4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
(1) 雇用の改善を促進するための方策 イ 国が講ずる措置
【該当ページP 9】 → 雇用管理改善の重要性の周知等について記載
- ④. 4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
(2) 能力開発及び向上を促進するための方策 イ 国が講ずる措置
【該当ページP10】 → 新たな港湾技能研修センターにおける訓練内容の充実・強化について記載
- ⑤. 5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項
(1) 国が講ずる措置
【該当ページP11】 → 港湾労働者派遣制度の一層の周知徹底、更なる活用促進方策の検討について記載

(2) その他データの更新や文言の適正化による変更 等

6. まとめ

港湾労働専門委員会による検討結果を「港湾労働専門委員会報告書」として報告するとともに、新たな港湾雇用安定等計画（案）を雇用対策基本問題部会に諮る。